

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	横手清水町 (清水町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農作物の生産状況は、基幹作物として水稲、転作作物として大豆等を作付けしている。近年の米価低迷、農業者の高齢化等、水田農業経営をとりまく厳しい環境の中ではあるが、需要に即応した売れる米づくりの推進を通じて安定と発展を図ることが必要。

【地域の基礎的データ】

認定農業者11人(うち60歳以上5人) 法人・集落営農数 3経営体
主な作物:水稲、大豆、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

各作目に応じたきめ細かな生産振興を促進する。

- ・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。
- ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。
- ・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備事業の集積計画策定済。
(2)農地中間管理機構の活用方針
権利移転は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業実施済み。老朽化した用排水施設等の改修を進め、事業の有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)


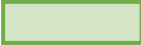
<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。

横手市地域計画の区域図【横手清水町地区】

(令和5年度 先行地区)

-  地域計画の区域
-  農業上の利用が行われる区域

